

柳井市

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等
に関する方針

令和 7 年（2025 年） 2 月

柳井市 柳井市教育委員会

目 次

1	はじめに	・・・ 2
2	部活動の現状と課題	・・・ 2
3	国及び県が示す改革の方向性	・・・ 3
4	本市における改革の方向性	
	（１）現状と課題	・・・ 4
	（２）基本方針	・・・ 5
	（３）改革スケジュール	・・・ 5
	（４）中学校の取組	・・・ 5
5	新たな地域クラブ活動の在り方	
	（１）基本理念	・・・ 6
	（２）新たな地域クラブ活動の要件	・・・ 6
	（３）参加者	・・・ 7
	（４）保険の加入	・・・ 7
	（５）柳井市における新しい地域クラブ活動の運営団体・ 実施主体のモデル・イメージ	・・・ 7
6	おわりに	・・・ 9

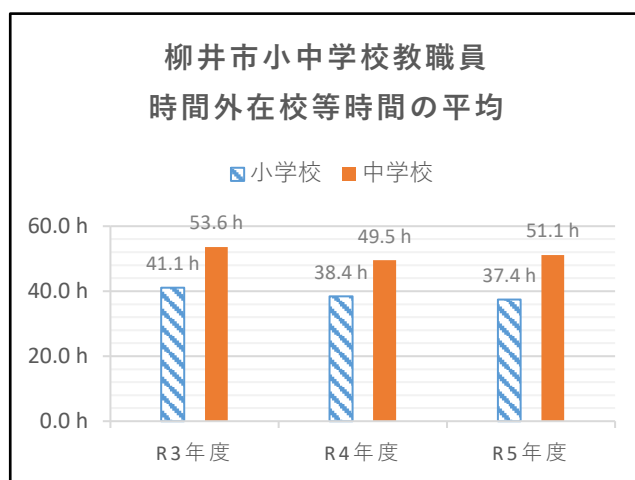
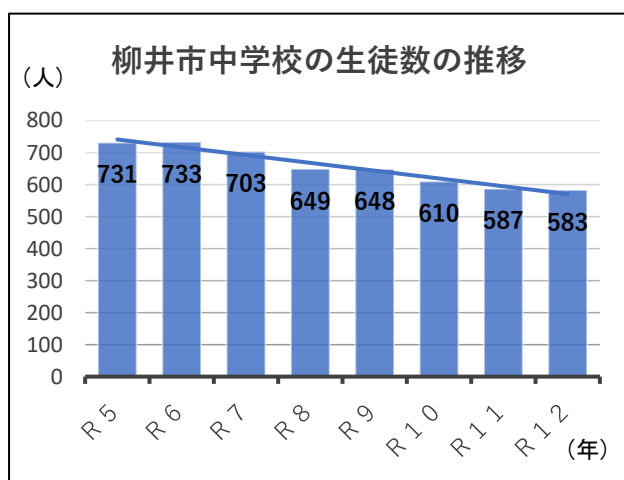
1 はじめに

本市では、令和4年度から「やない部活動改革推進協議会」において、国のガイドラインや県の方針に基づき、本市ならではの部活動改革について協議してきました。その協議結果を基に、柳井市教育振興基本計画の教育目標である「愛、夢、志をはぐくむ教育」を踏まえ、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図っていくための市の基本的な考え方を次のようにまとめました。

2 部活動の現状と課題

学校部活動は、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保にとどまらず、教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の貴重な機会です。学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、自主性の育成、人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の発生抑制、学校への信頼感・一体感の醸成等、多くの教育的意義を有する部活動は、日本独特の文化として定着してきました。また、部活動指導は、教員が生徒の様々な表情を把握する貴重な場でもあり、生徒一人ひとりの成長や取り組む姿勢を理解し、認め支援することを通して、生徒の進路実現や生徒との信頼関係の構築など、教員自身にとっても大切な学びの機会となり、若手教員の成長にも大きく寄与しているところです。さらには、本市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担っており、子どもたちが部活動を通じて生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむための基盤を身に付けることは、豊かな人生を送ることにもつながります。

しかし、学校部活動はこれまで教員の献身的な取組によって支えられてきた実態があります。昨今の急速な少子化に伴う学校規模の縮小や教員数の減少により、これまで同様の体制を維持することが難しくなっています。特に、教員のワークライフバランスは喫緊の課題であり、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務める部活動は持続可能とは言えず、早急に見直す必要があります。



3 国及び県が示す改革の方向性

スポーツ庁と文化庁は令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、県は令和5年10月に「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」において部活動改革の考え方を示しています。

(1) 方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- 学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展させる。

(2) 改革の方向性

- まずは、休日における地域の環境の整備を着実に推進する。
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。
- 新たな地域クラブ活動（注1）が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により生徒の活動機会を確保する。
- 令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携（注2）・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

（注1）新たな地域クラブ活動

新たな地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、新たな地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の観点からも充実を図ることが重要である。

（注2）学校部活動の地域連携

必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校の設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員（市会計年度任用職員として任用され、顧問として部活動の技術的な指導を行うことができる。学校以外での活動や大会等への引率もできる。）や外部指導者（顧問の教職員と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。）を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。

国や県が示している令和5年度から7年度までの改革推進期間は、期間内に全校、全種目を一斉に地域移行しなければならないというものではありません。また、どの地域にも当てはまる効果的で適切な解決策は存在しません。本市の実情に合わせて様々な手法から適したものを選択し、県内だけでなく全国的な先進地の方策を参考にするなど、質の高い教育活動機会の体制整備に向けて、十分な検討・準備をする必要があります。

4 本市における改革の方向性

(1) 現状と課題

現在、市内3中学校に計29の部活動（18種目：運動部14、文化部4）があり、外部指導者の配置は18人（10部活動）、部活動指導員の任用は7人（7部活動）です（R6.9現在）。地域連携が進んでいない15部活動は教職員が単独で指導しています。

本市で学校部活動の地域移行を考えた場合、次のような課題があります。

① 生徒の活動機会確保

生徒の活動機会の喪失は最も避けるべき事柄です。令和6年度では、3中学校で全校の8割以上（733人中601人）の生徒が部活動に入部しています。地域移行後も同程度の生徒の活動機会を確保する必要があります。また、新たな地域クラブ活動の活動場所が学校外になれば、活動を希望しない生徒が増えることも予想されます。その生徒たちの新たな活動機会も確保しなくてはなりません。

② 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させる具体的方策

学校部活動が担ってきた教育的意義や役割、部活動を通して実施してきた教育活動をどこが担うのか、また、どう補完するのか検討する必要があります。

＜部活動の教育的意義・役割＞

- 教科学習とは異なる集団での教育活動を通じた人間形成の場
- 学年を超えた多様な生徒が活躍できる場
- 学校における生徒の居場所
- 教員が生徒の様々な表情を把握する貴重な機会
- 教員自身にとっての学びの機会、指導力向上の機会 等

③ 新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体になり得る団体・組織や指導者の確保

運営団体とは、新たな地域クラブ活動を統括する団体のことであり、実施主体とは個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブ等のことです。現状では、市内には全ての学校部活動を受け入れることができる運営団体・実施主体はありません。運営団体・実施主体をどのように整備充実するのか検討が必要です。また、指導者人材としては、退職教員、兼職兼業の許可を得て地域での指導を望む教員等、企業関係者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者等、様々な関係者から指導者を確保する必要があります。

④ 予算（会費、活動費、保険、移動等）や活動場所の確保

活動費は受益者負担が基本となりますが、家庭の経済状況によって活動格差が生じてはいけません。そのための支援体制を整備する必要があります。また、市が認定した新たな地域クラブ活動が社会教育施設を、無償で使えるよう環境整備が必要です。

地域移行を円滑に進めるためには、これらの課題一つひとつを丁寧に解決する必要があります。課題解決を十分に行わないまま進めることは、子どもたちや保護者、地

域に負担をかける恐れがあります。そのため、関係者にとって負担の少ない形で進められるよう、慎重に取り組む必要があります。

(2) 基本方針

様々な課題解決を図りながら着実に改革を進めるために、本市では次のように基本方針を定めます。

学校部活動を継続させ地域連携を確実に進める。地域移行については、まずは休日において新たな地域クラブ活動の要件が整った種目から段階的に移行する。

(3) 改革のスケジュール

年度			状況	R 6	R 7	R 8	R 9	R12~R14
地域連携	外部指導者	休日	すべてに配置					
		平日		できるだけ配置				
	部活動指導員	休日	10人	すべてに任用				
		平日			できるだけ任用			
地域移行	新たな地域クラブ活動	休日			検討開始			実施
		平日						

(4) 中学校の取組

生徒・保護者・教職員全てにとって望ましい持続可能な部活動とするために、学校では次の点に取り組む必要があります。

① 平日の部活動時間の適正化

生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な活動時間を設定します。

② 部活動数の適正化

生徒数及び教職員数に応じ、活動可能な部活動数について適宜見直しを図ります。

③ 合同部活動の推進

単独校での活動が困難な部活動については、合同部活動により生徒の活動機会を確保します。合同部活動の範囲は市内に限らず柳井地区広域圏で検討します。

④ やないチャレンジクラブ（仮称）の創設

部活動の地域移行後を想定し、地域が主体となり中学生に多様な体験の機会を提供します。新たな地域クラブ活動に入らない生徒の活動機会を確保する場でもあります。

<活動イメージ>

ア 内 容 地域が中心となって、中学生に体験させたい（中学生が体験したい）スポーツ・文化芸術活動を指導する。

イ 指 導 者 スポーツ推進委員、学校運営協議会委員、地域協育ネット関係者、文化連盟関係者等

ウ 実施日時 週1～2日、放課後1～2時間

エ 活動場所 各中学校体育館・グラウンド・教室

オ 種 目 例

- ダンス（ヒップホップ、ストリート、ジャズ等）
- 文化活動（絵画、絵手紙、手芸、百人一首、手品等）
- レクリエーションスポーツ（ペタンク、ユニカール、スケートボード等）
- 各種スポーツ（バレーボール、ソフトバレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、野球、サッカー等）

5 新たな地域クラブ活動の在り方

（１）基本理念

本市における新たな地域クラブ活動は、次のことを基本理念として実施します。

- ① 子どもがスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、心と体の健全な育成を図る活動であること。
- ② 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させる活動であること。
- ③ 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができること。

（２）新たな地域クラブ活動の要件

柳井市が認める新たな地域クラブ活動としては、県が示した要件を基に、次のように定めます。

- ① スポーツ庁と文化庁が示したガイドライン及び県が示した方針に準じた活動を行っていること。
- ② 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有が行われていること。
- ③ 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切に行われていること。
- ④ 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること。
- ⑤ 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること。
- ⑥ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
- ⑦ 適切な活動時間や休養日等を設定していること。

(3) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいがある生徒など、希望する全ての生徒を想定しています。

生徒の居住地域は市内に限らず、柳井地区広域圏やその他の市町に居住する生徒の参加も認めます。

(4) 保険の加入

新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して自身の怪我を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を促す必要があります。

(5) 柳井市における新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ

前述のように、市内には全ての学校部活動を受け入れることができる運営団体・実施主体の確保は難しい状況です。今後、組織整備を進めるにあたり、新たに組織を作るよりは、既存の団体を活用する方が本市に合った取組だと考えられます。次に挙げるのは、その場合のモデルケースです。

① 広域クラブ型＜吹奏楽等＞

吹奏楽部は市内には柳井中学校だけにあります。柳井地区広域圏ではいくつかの中学校に部活動がありますが、いずれも部員数が少なく、今後の生徒数減少を考えると満足に演奏活動ができない状況になります。まずは、柳井地区広域圏での合同部活動を編成し、その後、新たな地域クラブ活動を創設します。

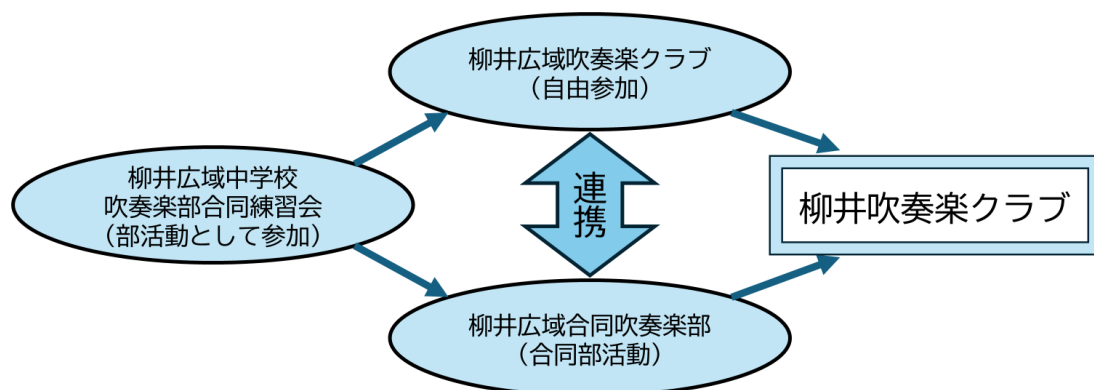
○ 運営団体：文化連盟

実施主体：柳井吹奏楽クラブ（仮称）

○ 指導者：吹奏楽指導経験者、人材バンク登録者

○ 活動場所：柳井中学校、社会教育施設等

○ 創設手順



② 高校拠点型＜バレーボール、バドミントン等＞

高等学校の部活動で中学生と一緒に活動します。

- 運営団体：市スポーツ協会
実施主体：A高等学校部活動
- 指導者：A高等学校部活動顧問
- 活動場所：A高等学校体育館等

③ 市各種協会主体型＜ソフトテニス、卓球、水泳、陸上競技等＞

市各種協会が中心となって小学生を指導している種目があります。その指導の場に中学生が参加します。

- 運営団体：市スポーツ協会
実施主体：市〇〇協会（〇〇：各種目）
- 指導者：市〇〇協会会員（〇〇：各種目）
- 活動場所：南浜テニスコート、中学校等

④ スポーツ少年団U15カテゴリ創設型＜軟式野球、サッカー、剣道、柔道、バスケットボール等＞

スポーツ少年団指導者は長年にわたり子どもたちを指導しており、指導者資格も有しています。これまでのU12のカテゴリに新たにU15を創設し、その指導力を中学生の指導に活かします。

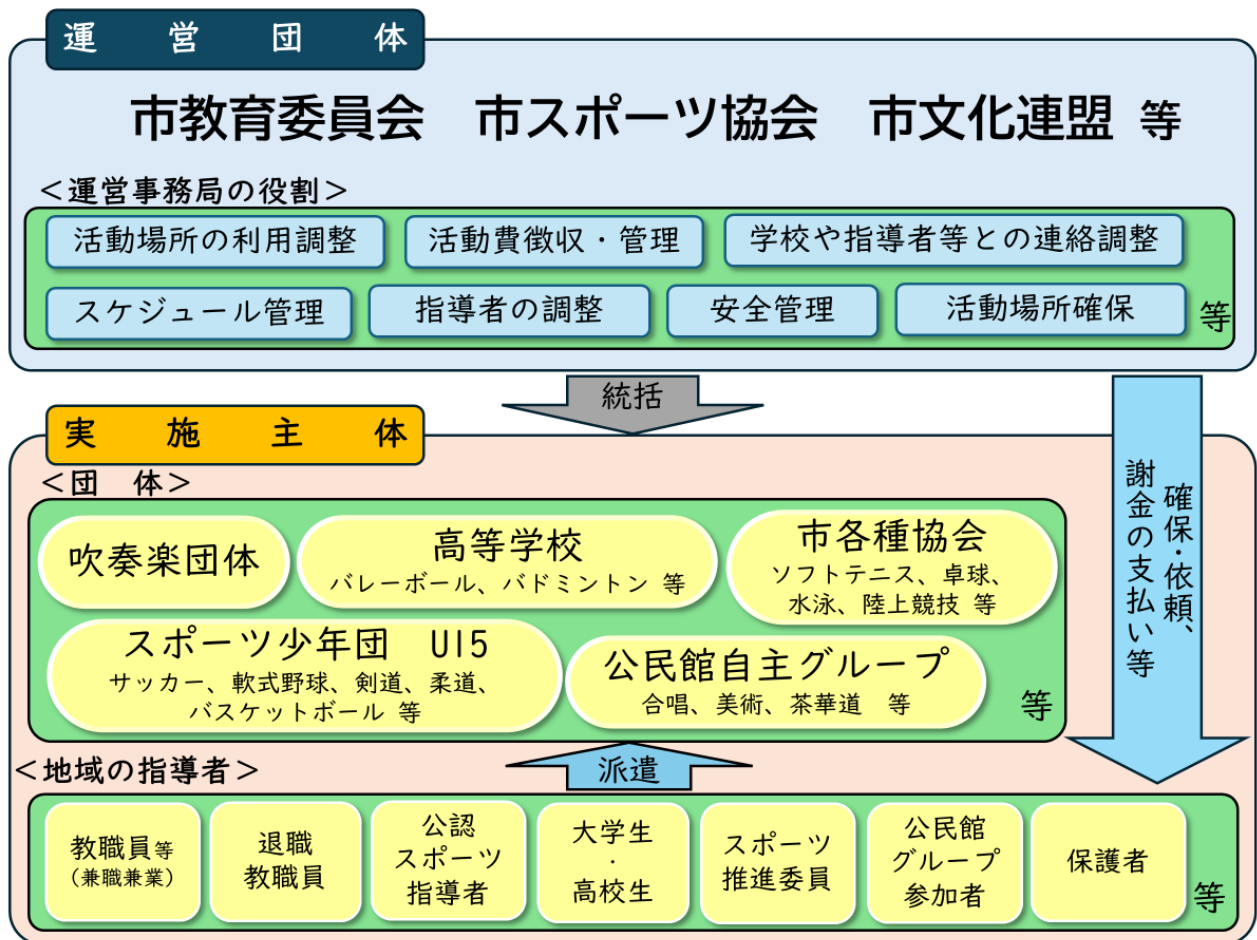
- 運営団体：市スポーツ協会
実施主体：各スポーツ少年団
- 指導者：各スポーツ少年団指導者
- 活動場所：南浜グラウンド、市武道場、中学校等

⑤ 公民館自主グループ・サークル参加型＜合唱、美術、茶華道等＞

市内各公民館にはたくさんの生涯学習グループやサークルがあり、定期的に活動しています。時間が合えば中学生が参加することもできます。中学生にとっては、活動だけでなく地域の方と触れ合う貴重な場にもなります。

- 運営団体：市文化協会
実施主体：各グループ・サークル
- 指導者：各グループ・サークル指導者
- 活動場所：各公民館

=イメージ=



6 おわりに

本市は伝統的にスポーツが盛んなまちです。過去には高校野球や卓球競技、水泳競技等では、全国大会や国民スポーツ大会で優勝、また、世界大会レベルで活躍した選手を輩出してきました。

近年では、柳井商工高等学校女子バドミントン部の全国大会8連覇（R 6. 8 現在）やパリオリンピックに出場したバドミントン男子ダブルスの保木卓朗選手、日本人選手4人目のNBA選手である河村勇輝選手の活躍は市民の誇りであり、大会や試合に出場する選手たちを応援する市民で大きな盛り上がりを見せています。

また、競技スポーツだけでなく、日ごろから様々なスポーツや文化芸術活動に親しむ市民も多く、スポーツ・文化イベントの賑わいは本市の特徴でもあります。

学校部活動は本市のスポーツ・文化芸術活動の基盤となっています。本方針の実現をめざした部活動改革により、本市の子どもたちの活動機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化・芸術活動に親しむことができるよう環境整備に取り組めます。なお、市は本方針について、国や県の動向を踏まえ、3年後を目途に適時適切な見直しを行うこととします。